

奈良県告示第百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項又は第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があつた。

令和七年八月五日

奈良県知事 山下 真

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地	廃止した施設又は居宅サービスの種類	廃止年月日
ゆい訪問看護ステーション	大和高田市土庫三丁目 三三二一七 MKビル 二〇一号	訪問看護及び介護予防訪問看護	令和七年六月三十日